

No.

平成28年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書

所轄税務署長等	給与の支払者の名称(氏名)	(フリガナ) あなたの氏名	生年月日	配の有無	従たる給与についての扶養控除等申告書の提出
税務署長	給与の支払者の	※この申告書の提出を受けた給与の支払い者が記載してください	あなたの個人番号		
市区町村長	給与の支払者の所在地(住所)	あなたの住所又は居所	(郵便番号)	有・無	提出している場合には、○印を付けてください。



給与の支払者受付印

あなたに控除対象配偶者や扶養親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生のいずれにも該当しない場合には、以下の各欄に記入する必要はありません。

区分等	氏名 個人番号	あなたとの 続柄	生年月日	老人控除対象配偶者 又は老人扶養親族 (昭22.1.1以前生)	特定扶養親族 平6.1.2生 ～平10.1.1生	住所又は居所	平成28年中の 所得の見積額		異動月日及び事由 (平成28年中に異動があつた場合に記載してください。(以下同じ。))																
							非居住者 である親族	生計を一 にする事実																	
A 控除対象配偶者								円																	
B 控除対象扶養親族 (16歳以上) (平13.1.1以前生)	1			同居 老親 等																					
	2			同居 老親 等																					
	3			同居 老親 等																					
	4			同居 老親 等																					
	5			同居 老親 等																					
C 障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生	1 障害者	<table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>該当者</td> <td>本人</td> <td>控除対象配偶者</td> <td>扶養親族</td> </tr> <tr> <td>一般の障害者</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>()人</td> </tr> <tr> <td>特別障害者</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>()人</td> </tr> <tr> <td>同居特別障害者</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>()人</td> </tr> </table>	区分	該当者	本人	控除対象配偶者	扶養親族	一般の障害者				()人	特別障害者				()人	同居特別障害者				()人	2 寡婦 3 特別の寡婦 4 寡夫 5 勤労学生	左記の内容 (この欄の記載に当たっては、裏面の「2 記載」についてのご注意」の(8)をお読みください。)	異動月日及び事由
区分	該当者	本人	控除対象配偶者	扶養親族																					
一般の障害者				()人																					
特別障害者				()人																					
同居特別障害者				()人																					
D 他の所得者が控除を受ける扶養親族等	氏名	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	控除を受ける他の所得者			異動月日及び事由																	
					氏名	あなたとの続柄	住所又は居所																		

○住民税に関する事項

氏名	個人番号	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	控除対象外 国外扶養親族	平成28年中の 所得の見積額	異動月日及び事由
1			平 . .				
2			平 . .				
3			平 . .				

◎ 11歳未満の扶養親族欄は、地方税法第45条の3(2)第1項及び第2項並びに第317条の3(2)第1項及び第2項に基づき、給与の支払者を控出し、市区町村長に提出しない場合はなならないとされている給与所得者の扶養親族申告書の記載欄を兼ねています。

◎ この申告書は、あなたの給与について配偶者控除や扶養控除、障害者控除などの控除を受けるために提出するものです。
 ◎ この申告書は、控除対象配偶者や扶養親族に該当する人がいない人も提出する必要があります。
 ◎ この申告書は、2か所以上から給与の支払を受けている場合には、そのうちの1か所にしか提出することができません。
 ◎ この申告書及び裏面の「申告」等については、平成27年9月1日現在の所得税法等関係法令の規定に基づいて作成してあります。
 ◎ この申告書の記載に当たっては、裏面の「申告」等をお読みください。